

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

企業価値の継続的な向上を実現するために「経営の透明性」を維持し、「ステークホルダーへの説明責任」を確実に果たしていくコーポレート・ガバナンス（企業統治）の構築が必要であると考えています。

コーポレート・ガバナンスに関する施策実施状況
会社の経営上の意思決定、執行および監督にかかわる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

●会社の機関の内容

ANAは、取締役16名、監査役5名、執行役員35名（取締役兼務者を含む）という経営体制をとっています。業務執行上の主要な案件は、代表取締役社長が議長を務め、他の常勤取締役13名や常勤監査役2名ほかメンバーの「グループ経営戦略会議」で審議し意思決定を行っています。会社法上取締役会に諮る必要のある重要案件は、取締役会で最終的な意思決定を行っています。

取締役会は、取締役会長が議長を務め、社外取締役2名を含む取締役全員に加え、社外監査役3名を含む監査役5名も参加して開催しています。2007年3月期は臨時も含め13回開催しました。

●内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

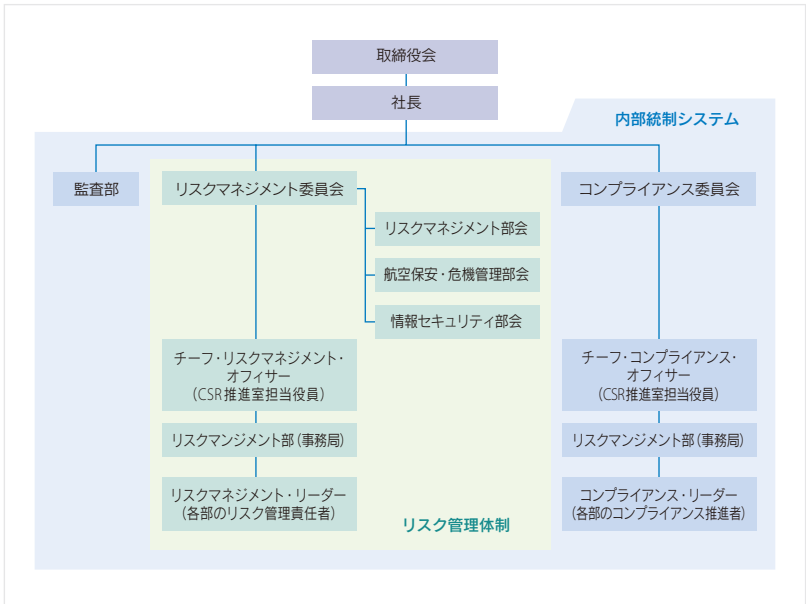
ANAは2003年4月に、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、監査部を柱とする内部統制システムを構築しました。金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」構築のため、財務部を中心に検討を進めています。

リスクマネジメント委員会では、2007年4月に新設されたCSR推進室リスクマネジメント部が事務局となり、主要部署や関連会社に配置されたリスクマネジメントリーダーと連携してリスク管理活動を推進しています。リスクマネジメントリーダーは、コンプライアンスリーダーと情報セキュリティリーダーを兼任し、部門のリスク管理推進者としての役割を担っています。また、リスクマネジメント委員会に、航空保安・危機管理部会や情報セキュリティ部会など、専門性のあるリスクに特化した部会も設置し、個別リスク発生時には臨時部会を設置し、組織横断的に対応しています。

●内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査は、監査部がANAおよびグループ会社の業務監査、会計監査を実施しています。社内事業所やグループ会社を対象に毎年60余り実施しており、約180の監査対象先を3年で一巡する体制を確保しています。監査を通じて検出された重要な事象は財務部門

内部統制システムおよびリスク管理体制



を通じて監査法人に情報を提供して連携に努めています。監査結果は毎月社長へ報告し、重要事項は監査役に対して四半期ごとに報告しています。

監査役監査は、5名の監査役が実施しています。各監査役は事業所の業務監査、子会社調査を実施し、監査役会および代表取締役会に報告しています。また、監査部、監査法人と四半期に1回、情報・意見交換を行い監査の充実を図っています。

会計監査は、新日本監査法人がANAの各事業所ならびにグループ会社に対して、会社法と証券取引法に基づく監査を実施しています。監査結果は経営層と監査役会に報告しています。

監査に従事する会計士

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	谷村 和夫	新日本監査法人
	浜田 正継	
	長 光雄	

注記1：継続監査年数については、全員7年以内のため、記載を省略しています。
注記2：同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、ANAの会計監査に一定期間を超えて関与することのないように措置をとっています。

監査業務にかかわる補助者は、公認会計士8名、会計士補5名、その他1名です。

会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係または取引関係、その他の利害関係の概要

社外取締役は木村操氏と森詳介氏の2名です。木村氏が代表取締役会長を務める名古屋鉄道はANAの筆頭株主であり、発行済株式総

数の3.69%を保有しており、ANAと同社の間には航空券販売の受委託に関する取引などがあります。森氏が代表取締役社長を務める関西電力とANAの間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

社外監査役は梶田邦孝氏(常勤)、松尾新吾氏、南山英雄氏の3名です。梶田氏、松尾氏、南山氏とANA、さらには松尾氏が代表取締役社長を務める九州電力と南山氏が代表取締役会長を務める北海道電力とANAの間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた

2007年3月期の取り組み

●経営諮問委員会の開催

ANAグループの経営について意見やアドバイスを率直かつ自由に述べていただくために、各界の識者7名をメンバーとする経営諮問委員会を設置しています。2007年3月期は4回の委員会を開催しました。

●内部統制システムの構築

コーポレート・ガバナンスを機能させる重要なインフラである内部統制システムの強化のために、次の取り組みを行いました。

<リスクマネジメント機能>

ANAグループの経営リソースが集中する関東圏における大規模震災や東海地震に対応する計画として制定した「事業継続計画」に関して、各本部レベルでの「事業継続計画」を策定して実効性を高めました。また、安否確認システムについて、全社レベルでの運用訓練を実施してシステムの有効性を高めました。情報セキュリティの分野では、e-ラーニングを活用した社員教育を実施するとともに、お客様の個人情報保護を含む情報セキュリティ分野の対策を強化しました。

<コンプライアンス機能>

「コンプライアンスの再点検」を方針として掲げ、コンプライアンスの浸透状況を評価し、コンプライアンスの推進強化を図りました。また、コンプライアンス・リーダーの増員、サブリーダーの配置を行いました。さらに、2006年4月に施行された公益通報者保護法に従い「内部通報取扱規則」を設定して、ANAグループおよび取引先に周知を図りました。そのほか、派遣社員に対する行動基準の徹底、安全保障貿易管理体制の整備、請負・労働者派遣の適正化、労働時間管理の徹底に取り組みました。

<CSRの取り組み>

ANAグループにおけるCSR推進の総括部署として「CSR推進室」を2007年4月に新設し、その下に内部統制および環境・社会貢献

にかかわる部署を集約しました。同室に専任の担当者を配置し、CSR推進体制を強化しています。

<内部監査機能>

2007年3月期は会計にかかわる領域や品質管理体制、法令順守、個人情報保護への取り組みなどを重点監査項目として、監査部が約70の事業所とグループ会社の監査を実施しました。

責任限定契約の内容の概要

ANAと各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第423条第1項における責任について、会社法第427条第1項に定める金額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しています。

取締役の定数

ANAの取締役は20名以内とする旨、定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

ANAは、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

ANAは、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

2007年3月期の役員報酬および監査報酬

役員報酬

ANAが取締役および監査役に支払った報酬額は以下のとおりです。

取締役を支払った報酬(うち社外取締役) ...	420百万円(6百万円)
監査役を支払った報酬(うち社外監査役) ...	81百万円(33百万円)
合計	501百万円

監査報酬

ANAが新日本監査法人に支払った報酬額は以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する	
業務に基づく報酬	59百万円
上記以外の業務に基づく報酬	62百万円
合計	122百万円

注記3：監査報酬額には会社法上の監査報酬ならびに証券取引法上の監査報酬を含んでいます。